

京都府告示第 213 号

<再掲>

青少年の健全な育成に関する条例（昭和 56 年京都府条例第 2 号）第 13 条の 2 第 1 項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成 23 年 4 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等
1	書籍	マリファナ・ハイ	株式会社第三書館

< 以 下 省 略 >